

私たちのまち(港地区)の防災

《その1》



防災と福祉が一体化した『まちづくり』をめざして

平成29年度訂版

港地区連合自治会
港地区自主防災組織連絡協議会
港地区社会福祉協議会

はじめに

地震、津波等、巨大自然災害の発生が危惧されています。

一方、港地区は、立地上（埋立地、沿岸）自然災害に弱いまちです。

港地区では、「イザ」の時に備え、被害を少しでも軽くすること、住民の皆様の不安を軽減するために、港地区連合自治会、港地区自主防災組織連絡協議会を中心にその対応策を検討し、具体化してきました。

防災マニュアル『私たちのまち（港地区）の防災』《その1》には、港地区における基本的な防災への取り組みの在り方と共に防災関係規約類を、そして『私たちのまち（港地区）の防災』《その2》には、災害時の避難、災害対策基地及び避難所の運営に関する詳細なマニュアル等を具体化し明確化しました。

今般、平成27年に実施した上述の『私たちのまち（港地区）の防災』《その2》改定（第5版）に引き続き、『私たちのまち（港地区）の防災』《その1》の内容を改訂して第4版として発行するものであります。

これらマニュアルを支える考え方は、以下のとおりです。

1. 港地区の災害対策基地や避難所の運営は、共助・協働の精神と自力推進を原則とする。
2. 高齢化と過疎化が進むなか、お互いに支え合い、また、避難行動要支援者の一人ひとりに支援の手を届けることを目指す。
3. 各種の運営は男女共同参画の視点から行う。

地域住民及び企業の皆様におかれましては、これらマニュアルを日常の訓練に活用することは勿論、災害時・非常時の備えとしていただくと共に、本冊子の内容を充分ご理解いただきますようお願いいたします。

また、今後更に内容を充実すべく適宜見直して参りますので、ご質問、ご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

平成29年4月

四日市市港地区連合自治会

四日市市港地区自主防災組織連絡協議会

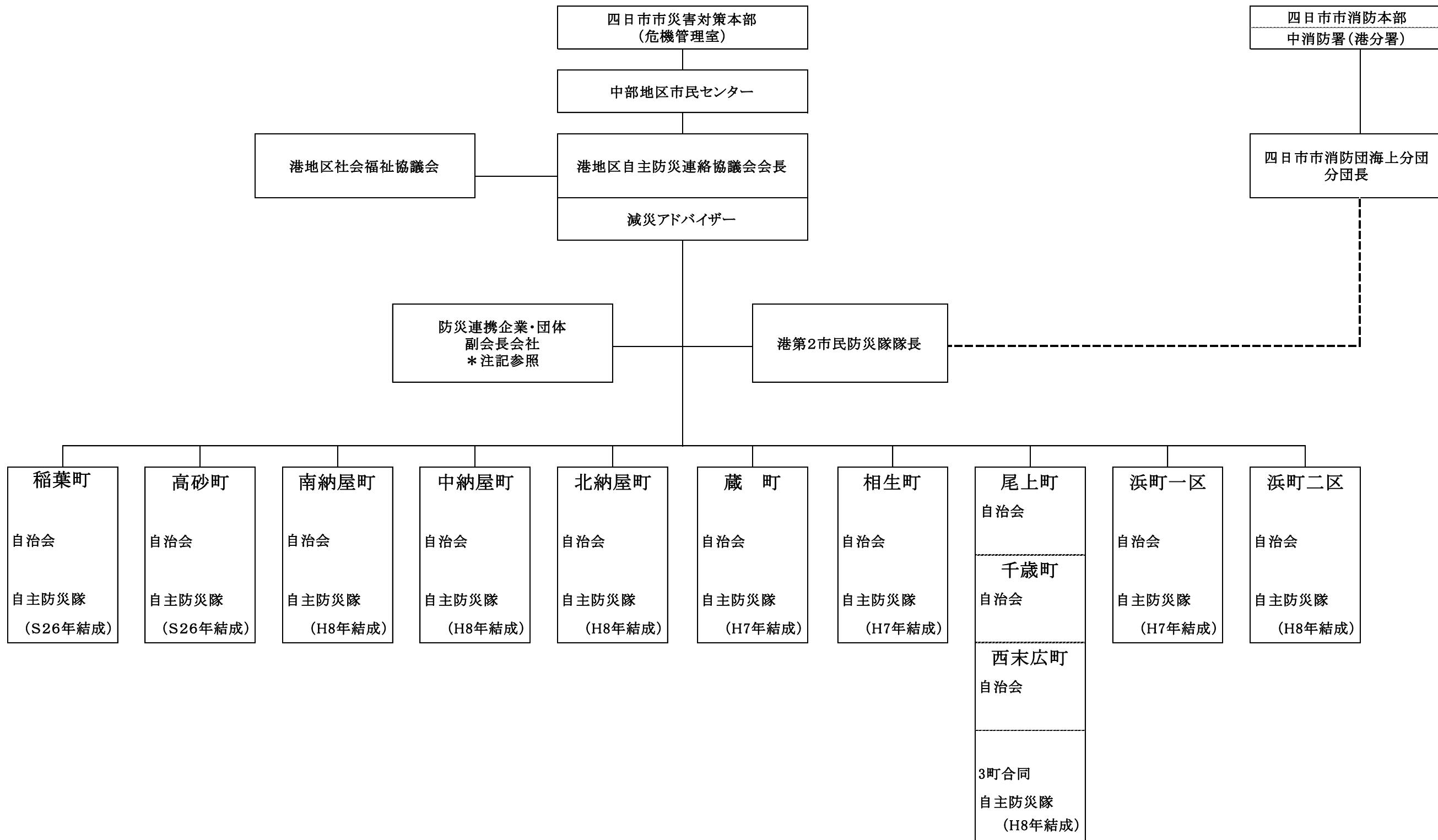
四日市市港地区社会福祉協議会

[注]このマニュアルの各種組織体制と運営について

原則として、港地区自主防災組織連絡協議会会長が**男女共同参画**の視点から任命し、港地区自治会長会議の了承を得て運用いたします。

また、原則として、防災訓練等は本組織体制に基づき実施いたします。

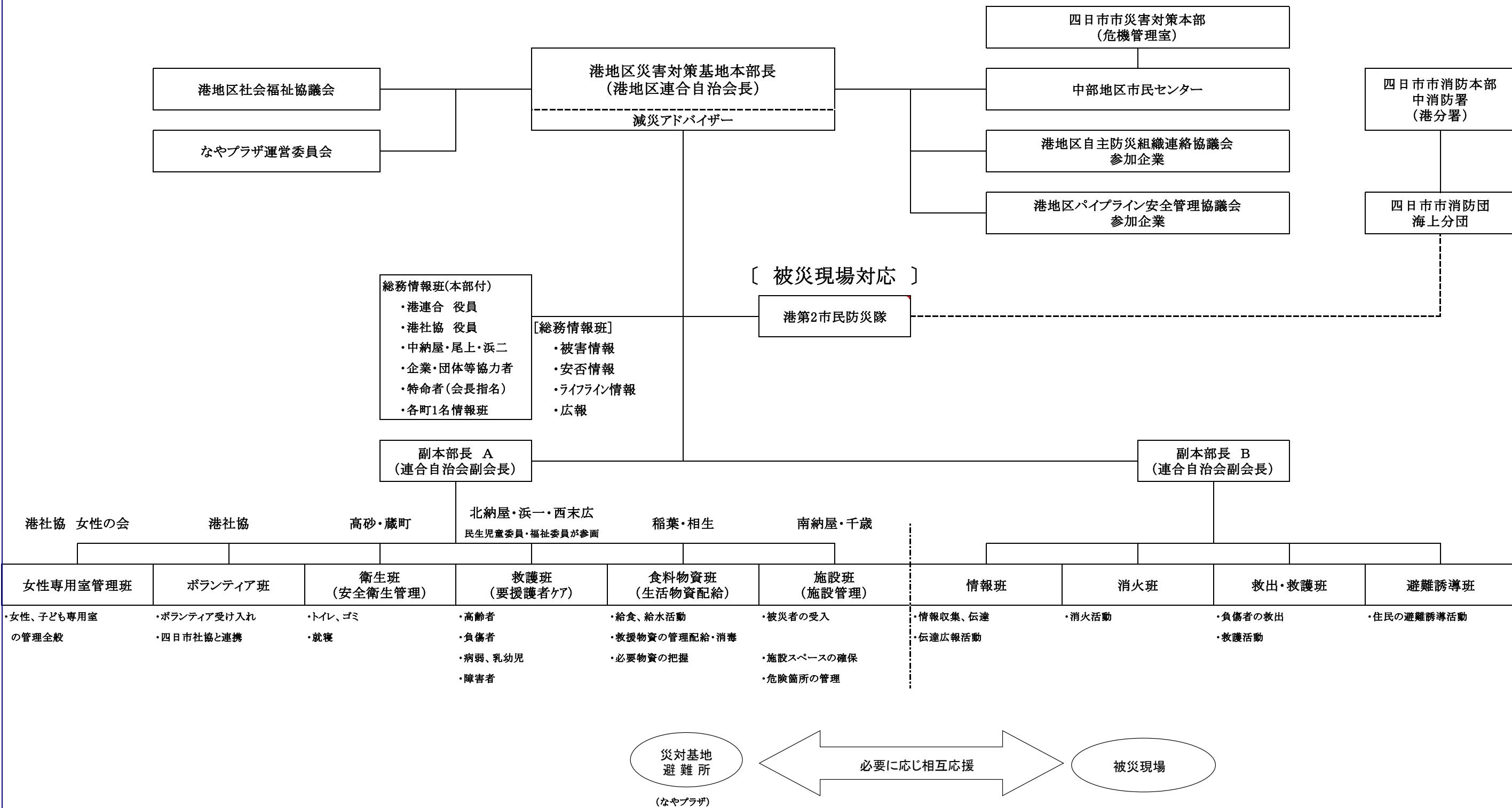
「港地区自主防災組織連絡協議会」 編成表（平常時における組織体制）



[注] 防災連携企業・団体(54社・団体)の内、12社1団体と「地震・津波・風水害等大規模災害における応急対策の協力に関する基本協定」締結

「港地区災害対策基地」編成表（災害発生時における組織体制）

(避難所運営委員会)



内容

第1章 『防災と福祉が一体化したまちづくり』をめざして	1
1. 防災に取り組もう	1
2. 地域の協力 ここがポイント 参加と役割	1
3. 災害から避難行動要支援者を守ろう	2
4. 我が家のチェック	3
5. 地区をあげて取り組もう	3
6. 港地区災害時支え合いカード	5
第2章 災害に強い『まちづくり』をめざして	7
1 港地区防災計画	8
2 防災関係規約と組織体制・役割	12
1) 港地区自主防災組織連絡協議会規約	12
2) 港地区防災組織連絡協議会編成表（平常時における組織体制）	14
3) 災害対策基地編成表（災害発生時における組織体制）	15
4) 各町自主防災隊の組織と役割	16
5) 港地区社会福祉協議会組織表	17
第3章 企業と連携してより安全な『まちづくり』をめざして	18
1 地区住民と港地区企業との連携活動体制	19
2 地震、津波、風水害等の災害時における協力に関する	21
3 港地区パイプライン安全管理協議会 会則	24
4 津波発生時における防潮扉開閉作業に関する協定	26
5. 防潮扉位置図	31

第1章 『防災と福祉が一体化したまちづくり』をめざして

港地区の現況として、地区内の著しい高齢化、人口の減少、過疎化があります。

このような背景のもと、港地区では『防災と福祉が一体化したまちづくり』をめざしてきました。

特に、防災については地区住民と企業が一体となって『自分たちの地域は自分たちで守ろう』という連帯意識を持ち、男性も女性も同じ立ち位置で、人々の交流を通じて防災力向上のための自助共助の対策を推進していく必要があります。

1. 防災に取り組もう

1) 向こう三軒両隣の小さな連携から生かそう「情報交換」！

(1) 近所との日常のおつきあいの中で、「防災」も普通の世間話として話題にしましょう。

①我が家の備えをオープンにして、お互いのヒントや手本を刺激にしましょう。

②非常用品について話し合いましょう。

③地震の時、けがをしない備えと対応について話し合いましょう。

④火の用心や初期消火の備えと対応について話し合いましょう。

⑤災害時の対応困難な高齢者の家庭や、寝たきりや障害のある方の家庭について、イザという場合には、駆けつけて十分な手助けができるよう、プライバシーに触れない範囲で状態をよく理解しましょう。色々な情報交換から、イザというときには隣近所が助け合わなければ、どうにもならない、という意識を自然に固めておきましょう。

2) 避難行動要支援者への必要な日頃の対応は

(1) 日頃から地域のコミュニケーションを活発にして、地域内の避難行動要支援者の存在に目配り気配りを心がけましょう。

(2) 災害発生時に、初期消火や応急手当など適切な活動を避難行動要支援者自らも行えるよう地域で協力して避難行動要支援者参加型の防災訓練を実施しましょう。

(3) 健常者の人に、避難行動要支援者に対する防災の重要性を認識してもらい、地域全体で意識啓発を行いましょう。

2. 地域の協力 ここがポイント 参加と役割

1) わずらわしい、でも、やらなくては！

①防災組織活動は、災害からいのち・財産・我が家を守る、といいういわば我が家の問題と同じです。

②よし、やってみようと積極的に参加しましょう。

2) 自分に向いた部門で活動！

①活動は楽しくしたいもの、それには自分に合った分野、自分の特技や経験が生かせる分野に所属するほうがいいにきまっています。

②防災組織の活動範囲は、意外と幅広く奥深いのです。地域に役立つその活動のどこを担うのか、それはある意味では自己実現につながるものではないでしょうか。

③女性ならではの視点を生かし積極的に防災の問題に取り組み参加しましょう。

3) 避難行動要支援者への支援は、地域社会のいちばんの根っこ！

①地域が一丸となって、災害から避難行動要支援者を守るための、しっかりとした対策をたてましょう。

☆緊急事態に素早く対応して安全を確保する、この大事な行動が非常に困難な方々を特に「避難行動要支援者」と表現するようになっています。

いわゆる健常者の積極的な助力や、社会のシステムや施設等に不都合がないようにするという意味合いが込められています。

(災害時に困難な立場にある方々…高齢者、寝たきりの人、目や耳、肢体に障害のある人、知的障害のある人、人工透析の受療者などのような生命維持に慎重でなければならないような内部障害のある人など)。

港地区では高齢者、障害を持った方々の内、各町自治会が認定した範囲の方を5ページの「港地区災害時支え合いカード」に登録し、災害時等の支援することとしています。

3. 災害から避難行動要支援者を守ろう

高齢者・乳幼児・障害者・外国人など、災害時に大きなハンデをもった人達が多くいます。近年、地震や火災などの際には、こうした避難行動要支援者の被害が増加しています。

地域が一丸となって災害から避難行動要支援者を守るためのしっかりとした対策が必要です。

1) 避難行動要支援者の身になって、防災環境の点検を。

①避難経路は車椅子などで通れるようになっていますか？

②放置自転車などの障害物はありませんか？

③耳や目に障害のある人への警報や避難勧告の伝達方法はありますか？

④外国人向けの外国語での掲示や広報手段などに対応した環境づくりを進める必要があります。

⑤また、システム上の問題だけではなく、災害発生時的心構えや過去の災害から得た教訓を子供たちに日頃から語り伝えるなど、防災の「ソフト」の面での充実を進める必要があります。

2) 避難するときは、しっかりと誘導します。

①災害時に避難するときは、高齢者や乳幼児などをしっかりと保護します。

手をつなぐ、背負うなど、また、障害を持った方々などに対して地域で具体的な支援体制を決めておきます。

②災害時には一人の障害を持った方々や避難行動要支援者に対して、複数の住民による救援体制づくりを行います。

3) 困ったときこそ避難行動要支援者に温かい気持ちで。

災害時の混乱や災害が大きいほど、誰もが殺伐とした気持ちになります。

しかし、このような非常時にこそ困っている人に対して温かい思いやりと真心が大切です。

4) 復旧活動にも積極的に参加してもらう。

被災後の復旧活動の際に高齢者や子供たちにも積極的に参加してもらいましょう。

何もしないでいることがかえってストレスや体調を崩す原因になります。

活動の目標を決めて毎日適度に体を動かせるように配慮しましょう。

4. 我が家のチェック

1) 地域の防災訓練や会合には必ず出席するようにしている。

2) 家族全員、消火訓練を体験するようにしている。

3) 近所となるべくいろいろな備えについて話し合い、互いに役立てようと考えている。

4) 近所の高齢者の家には、いつも防災上の安全の手伝いをしている。

5) 近所の障害のある方のいる家庭への手助けを心がけている。

6) 自主防災組織のメンバーとして役目を果たしている。

7) 自主防災組織の外側で協力している。

8) 地域の防災上、気づいたことを自治会や防災組織に伝えている。

9) 近所の高齢者や障害のある方の家庭について、自治会や防災組織にアピールしている。

10) 自主防災組織等に、我が家は災害時の対応の困難さを申し出て、助力をお願いしている。

5. 地区をあげて取り組もう

よってたかって考え方！

1) 男女共同参画でよってたかって考え方行動

地区内の人口減少、高齢化が進む中、男性を中心とした防災活動だけでは防災活動そのものが成り立ちにくくなりました。

男女共同参画で老若男女が参加して、よってたかって防災活動を考え行動しましょう。

2) 企業も参加

港地区には多くの企業が立地しています。巨大自然災害は企業にも住民にも分け隔てなく襲いかかります、企業と住民がお互いに連携して災害への備えを進めましょう。このためには日頃より、訓練等の機会をとおして、お互いの交流と理解を深めましょう。

3) 外部とも連携して

港地区の防災は、住民・企業・防災N P O・行政の4者がお互いに連携して支える形となっています。（4面体での防災活動）

このため日頃より訓練等を通じて、お互いの交流と理解を深めましょう。

なお、港地区の防災活動は、三重大学はじめ、その他の多様な組織とも連携して取り組んでいます。

6. 港地区災害時支え合いカード

世帯 状況	ひとり暮らし	高齢者世帯	その他
----------	--------	-------	-----

港地区 災害時支え合いカード

港地区連合自治会
港地区自主防災組織連絡協議会
港地区社会福祉協議会

平成 年 月 日 現在

町				番組			
住 所	四日市市			電 話			
ふりがな				性 別	男 女	生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成
氏 名						年 月 日	年 月 日
かかりつけ医院				電 話			
本人状況	寝たきり・障害者・その他()						
ふりがな				性 別	男 女	生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成
氏 名						年 月 日	年 月 日
かかりつけ医院				電 話			
本人状況	寝たきり・障害者・その他()						
担当民生委員氏名				電 話			
担当福祉協力員氏名				電 話			

緊急連絡先

氏 名	続 柄	電 話 番 号	現 住 所 ・ 備 考
		電話: 携帯:	

このカードは災害対応および緊急連絡以外は使用しません。

個人情報保護法に基き適切に管理をします。

同意により災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。

地 域 支 援

自治会

組

署名(本人または記入者)

チエック年月									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(/ 枚)

裏面も記載してください

避難方法 (例 * 車椅子を使用・・・自宅玄関にあり)

避難の道順と避難場所

その他 (病歴・病名・お薬の名前等)

第2章 災害に強い『まちづくり』をめざして

(港地区防災計画の趣旨)

わが国は地震、台風、豪雨などの自然災害に見舞われやすい環境にあります。

私たちが住む港地区も大昔から幾度となく地震や風水害に見舞われてきました。

現在の港地区も防災を考えるうえで多種多様な問題が存在しております。

(例として、埋め立て地（地震に弱い）・海岸線（津波に弱い）・臨海コンビナートに隣接・過疎化と住人の高齢化など)

一方、近年発生する自然災害は、阪神・淡路大震災、東日本大震災を始め、災害はますます巨大化、多様化、複雑化して、かつてない大災害をこうむる可能性が大きくなっているのが現状です。

こうした災害が発生した時には、国、県、市の行政防災関係機関は地域防災計画に基づき全力を挙げて救援・救護活動を行いますが、電力、ガス、水道、電話、交通の不通、道路の損壊等いわゆるライフラインの寸断、加えて同時多発の火災等の悪条件が重なると、防災関係機関の救援・救護活動はその機能を充分果たせなくなり、被災地域の全てを救うことは出来なくなることが推測できます。

このため港地区では『自分たちのまちは自分たちで守ろう』と住民 企業、防災N P O、行政が連携した防災活動に取り組んでいます。（4面体での防災活動）

この活動は、単に災害時において自主防災組織の活動を目指すだけではなく、より効果的にするために、特に地区の高齢化、過疎化が進む中での災害時の対応を意識して、日常活動（平常時）の中に

- ・ 「港地区 災害時支え合いカード」による高齢者等への寄り添い、支え合い
- ・ 男女共同参画、老若男女の参加による、よってたかって考え方行動
- ・ 多様な主体の支援による「イザ」の時への備えづくり

など港地区に必要と考えられる諸活動を織り込み取り組んでいます。

こうした組織、集まりの中でお互いの連携意識を育み、災害時において自分の生命財産を守だけではなく、高齢者、乳幼児、児童、障害を持った方などの避難行動要支援者を守るためにの対策や方法について、日頃から話し合っておくことが何よりも大切です。

港地区では港地区内企業と連携して、災害時に自主防災組織が機能を充分に發揮し、効果的な活動を行うために「なやプラザ」内の港地区社会福祉協議会事務所を防災拠点とし、地域の実情に即した平常時並びに災害時の具体的な防災計画を定め、これに基づく規約の制定、組織の編成を行いました。

第2章では、港地区的防災計画、港地区的自主防災規約と組織体制等を掲載しました。

1 港地区防災計画

港地区自主防災組織連絡協議会

(趣 旨)

第1条 この計画は、地震、風水害をはじめとする大規模災害による人的、物的被害の発生及びその拡大の防止と軽減をめざし、地域の安心・安全を守るため、男女共同参画で地区住民及び社会福祉協議会と港地区に立地する企業が自主的な活動を行うための必要事項を定める。

(活動指針)

第2条 自主防災組織の目的を達成するために、中部地区市民センター及び関係機関等と連絡調整を図り、平常時の防災対策活動と災害時の防災活動等に対し、男女共同参画の視点を取り入れ、地区住民及び社会福祉協議会と企業が一致団結して積極的な防災活動施策を確立する。

(組織の役割)

第3条 平常時の防災活動及び災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、自主防災組織の役割は次によるものとする。

1 港地区自主防組織連絡協議会会长

港地区連合自治会長、社会福祉協議会会长及び防災関係機関との連携を図り、市民防災隊、各町自主防災隊及び各町自治会を統括して防災対策活動を行う。

2 減災アドバーザー

減災アドバイザーは港地区自主防災組織連絡協議会会长を補佐する。

3 市民防災隊

市民防災隊長は、港地区自主防災連絡協議会会长及び減災アドバーザーのもと市民防災隊を指揮する。

4 各町自主防災隊

自主防災隊長は、各町自治会長の指示をうけ「自主防災隊規約」に基づき自主防災隊を指揮する。

5 社会福祉協議会

港地区の自主防災活動に積極的に参画する。

6 各企業防災隊

各企業の「社内防災」規定による。

なお、港地区と「地震、津波、風水害等の災害時における協力に関する基本協定(覚書)」を締結した企業にあっては締結内容に基づき行動する。

(平常時の防災対策活動)

第4条 平常時の防災活動は、次によるものとする。

1 防災知識の普及

地区住民及び企業が合同して防災意識の高揚を図るために、次により防災知識の普及を行う。

- 1) 防災組織及び防災計画の内容
- 2) 災害についての知識
- 3) 地域の実情に応じた防災知識
- 4) 各家庭における防災上の留意事項
- 5) 各企業との連携による必要な防災上の情報交換

2 防災訓練の実施

四日市市防災会議、四日市市が実施するもののほか、地区の事情に応じて適時防災訓練もしくは研修を実施するものとする。

- 1) 情報の収集伝達訓練
- 2) 消火訓練
- 3) 避難訓練、安否確認訓練
- 4) 救出、救助活動訓練
- 5) 応急手当、搬送訓練
- 6) 文化財を災害から守る訓練
- 7) 災害時支え合いカードを活用した、避難行動要支援者に対する訓練
- 8) その他必要な訓練及び研修

3 出火防止

大地震等の出火防止の徹底を図るため、各家庭においては、主として次の事に重点をおいて、点検・整備する。

- 1) 火気使用設備、器具等の整備及びその周辺の整理整頓状況
- 2) 可燃性危険物品等の保管状況
- 3) 消火器等消火器材の状況
- 4) その他、出火危険箇所の状況

4 避難体制の確立

避難に際し支障がないよう事前に避難場所及び避難路を点検し、最も安全な経路の選定を行うとともに安全の確保に努める。

5 避難行動要支援者の安全確保

港地区災害時支え合いカード及び福祉協力員の見守り（福祉ネットワーク）に基づいて、地区に居住する避難行動要支援者等の安全の確保に努める。

6 防災活動上の特殊技能者の協力

医師、看護師、建設専門職人、アマチュア無線従事者等及びその他災害時、有効な活動をなし得る人材、会社、事業所等と事前に協力体制をとっておくものとする。

7 防災資機材の把握

防災資機材等を効果的に活用するため、その備蓄及び管理状況の把握に努めるものとする。

8 文化財の保護

災害から文化財（鯨船、大入道等）を守るため、保存会（自治会）を中心とした搬出並びに保護体制をとっておくものとする。

（災害時の防災活動）

第5条 災害時の防災活動は、次によるものとする。

1 情報の収集、伝達

地区内の被害状況等災害情報を正確かつ迅速に収集し防災関係機関に報告する。また防災関係機関、報道関係機関等の提供する情報を地区住民等に伝達する。

（災害情報の内容）

第1報（概要速報）

- ・被害状況（人的、物的、構造的）
- ・避難状況
- ・活動状況

第2報（詳報・個人情報）

第1報より更に正確な詳報及び詳細な個人情報を含めた情報とし、第3報以降必要に応じ報告する。

2 初期消火

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする要因となるため出火防止の徹底を図るとともに、出火の際は初期消火活動に協力するように努めること。

3 救出救護

救出・救護をする者が生じた時は、直ちに救護活動を行うとともに負傷者が医師の手当てを必要と認められるときは、医療機関又は防災関係機関の設置する地区救護所に搬送する。

4 避難誘導

警戒宣言が発せられた場合、突発地震が発生した場合、風水害の場合及び火災の延焼拡大等により、人命に危機が生じ又は生じる恐れがあるときは、自主的に避難するとともに、避難準備情報・避難勧告・避難指示が発令された場合は円滑に指定された避難場所又は避難所に避難できるよう努めること。

（災害時の救援活動）

第6条 災害時の支援活動は時間が経過するごとに変化するので、時々の状況で判断しながら以下のような取り組みを実施していく。

1 発生直後の取り組み

1) 災害発生後ただちに

- ・港地区災害対策基地の設置

- ・状況把握（無線等による）
 - ・人命優先の支援活動
- 2) 港地区災害対策基地設置後すみやかに
- ・組織的な支援体制づくり
 - ・情報提供

2 生活支援期（避難所や在宅での支援活動）

生活支援を中心に災害後、生活を立て直すまでの間、避難所や仮設住宅で生活支援として、炊き出しや救援物資の配布、相談窓口の開設等で精神的、人的支援活動を展開する。

附 則

この計画は、平成 8 年 10 月 27 日から実施する。

平成 12 年 6 月 18 日 一部改正

平成 19 年 6 月 10 日 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

2 防災関係規約と組織体制・役割

1) 港地区自主防災組織連絡協議会規約

港地区自主防災組織連絡協議会

(名 称)

第1条 この組織は、港地区自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）

(目 的)

第2条 本協議会は、地区住民及び港地区企業（港地区内に事業所等を有する企業）の相互協働の精神に基づき、地区内の防災関係団体等の活動を効果的に運用することにより、自主防災体制の確立を図りもって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地区防災体制の確立及び連携に関すること
- (2) 情報の収集伝達に関すること
- (3) 防災訓練等の訓練計画の作成等に関すること
- (4) その他防災に関すること

(組 織)

第4条 本協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 四日市市港地区自主防災組織連絡協議会会长
- (2) 四日市市港地区連合自治会会长、12カ町自治会会长
- (3) 四日市市港地区社会福祉協議会会长
- (4) 減災アドバイザー
- (5) 各町自主防災隊長
- (6) 企業側協議員
- (7) 港第2市民防災隊長
- (8) 四日市市消防団海上分団長

(会 長)

- 第5条 本協議会に会長、副会長を置く。
- 2 会長は港地区側委員より選出する。
 - 3 副会長は港地区側委員より若干名、企業側協議員より若干名を選出する。
 - 3 会長は本組織を主宰し、これを代表する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代行する。

(会議)

- 第6条 本協議会の会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
- 2 本協議会の会議は、必要に応じ、会長が召集しその議長となる。
 - 3 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 事業及び計画に関すること
 - (2) その他必要な事項に関すること
 - 4 本協議会に、会長が委員の同意を得て顧問、相談役を置くことができる。
 - 5 会議で決定した事項のうち防災対策上、会長が特に必要と認める事項について地区住民に周知を図るものとする。

(協議会の事務所)

- 第7条 本協議会の事務所は、港地区社会福祉協議会事務所（なやプラザ）に置く。

(地区防災計画)

- 第8条 本協議会は、地震等による災害の予防及び被害の防止並びに軽減を図るため「港地区防災計画」を別に決める。

(地区住民と企業との連携活動)

- 第9条 別紙「地区住民と港地区企業との連携活動体制」による。

(協議会と企業との連携活動)

- 第10条 別紙〈港地区自主防災組織連絡協議会と港地区企業との連携活動体制〉による。

(協議会組織の変更報告)

- 第11条 本協議会組織の変更が生じたときは、その旨を中部地区市民センターに連絡すること。

附 則

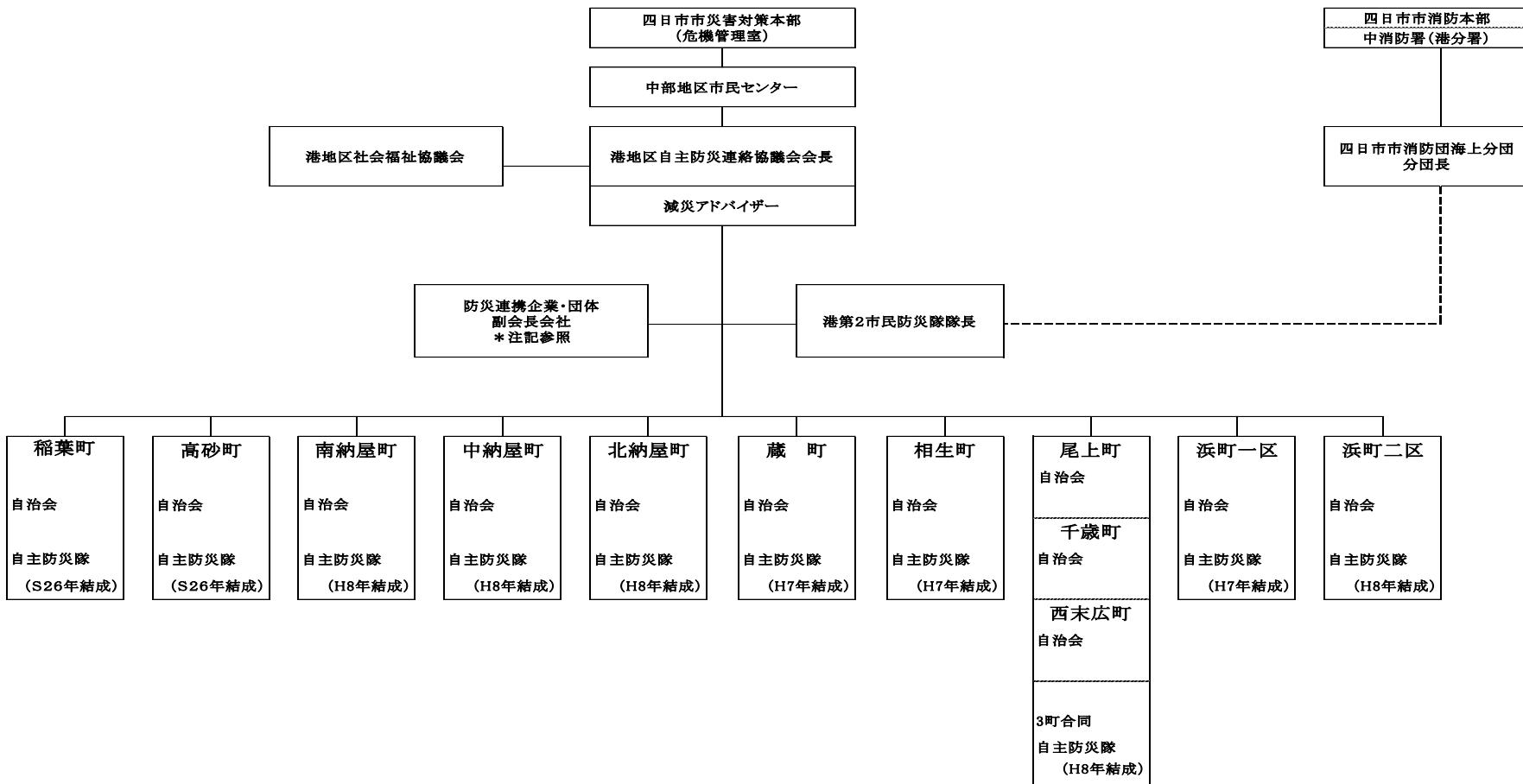
この規約は、平成8年10月27日から実施する。

改正	平成19年6月10日	一部改正
改正	平成26年5月 9日	一部改正
改正	平成27年4月 1日	一部改正
改正	平成29年4月 1日	一部改正

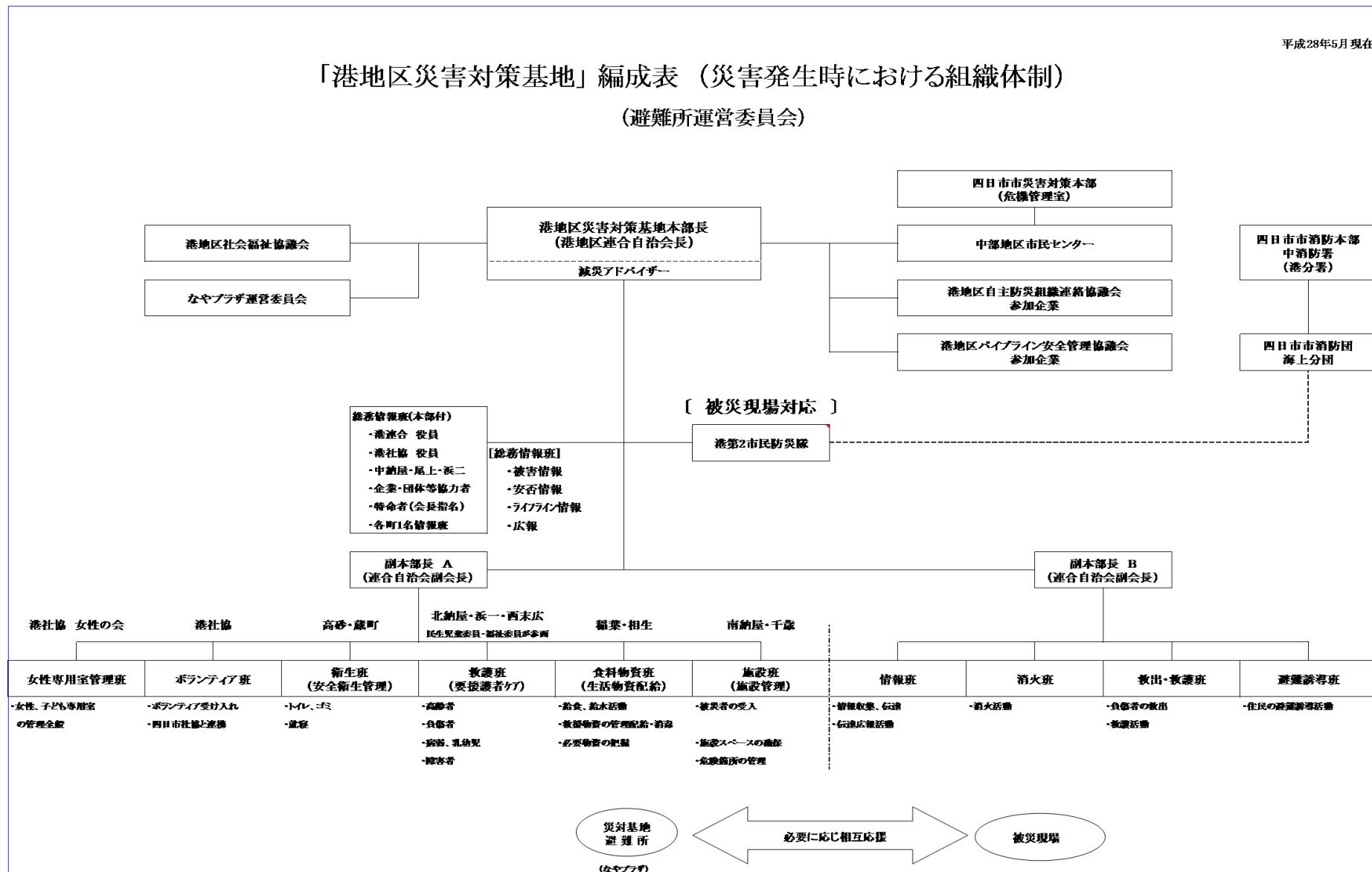
2)港地区防災組織連絡協議会編成表（平常時における組織体制）

平成28年5月現在

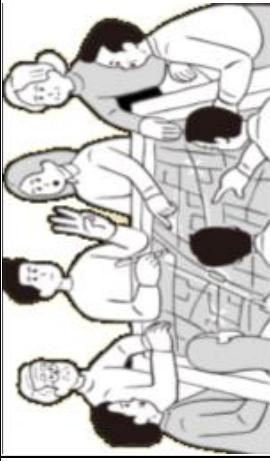
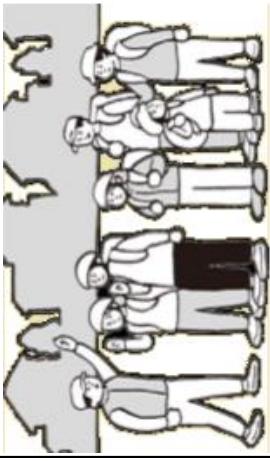
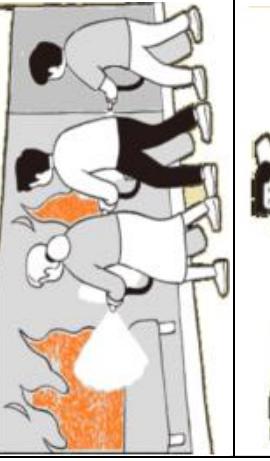
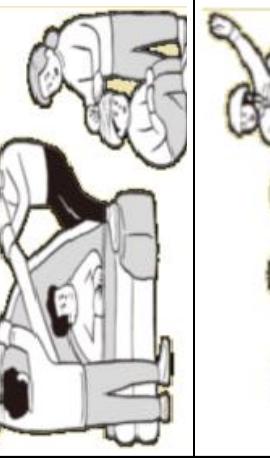
「港地区自主防災組織連絡協議会」 編成表（平常時における組織体制）



3) 災害対策基地編成表（災害発生時における組織体制）



4) 自主防災隊の組織と役割

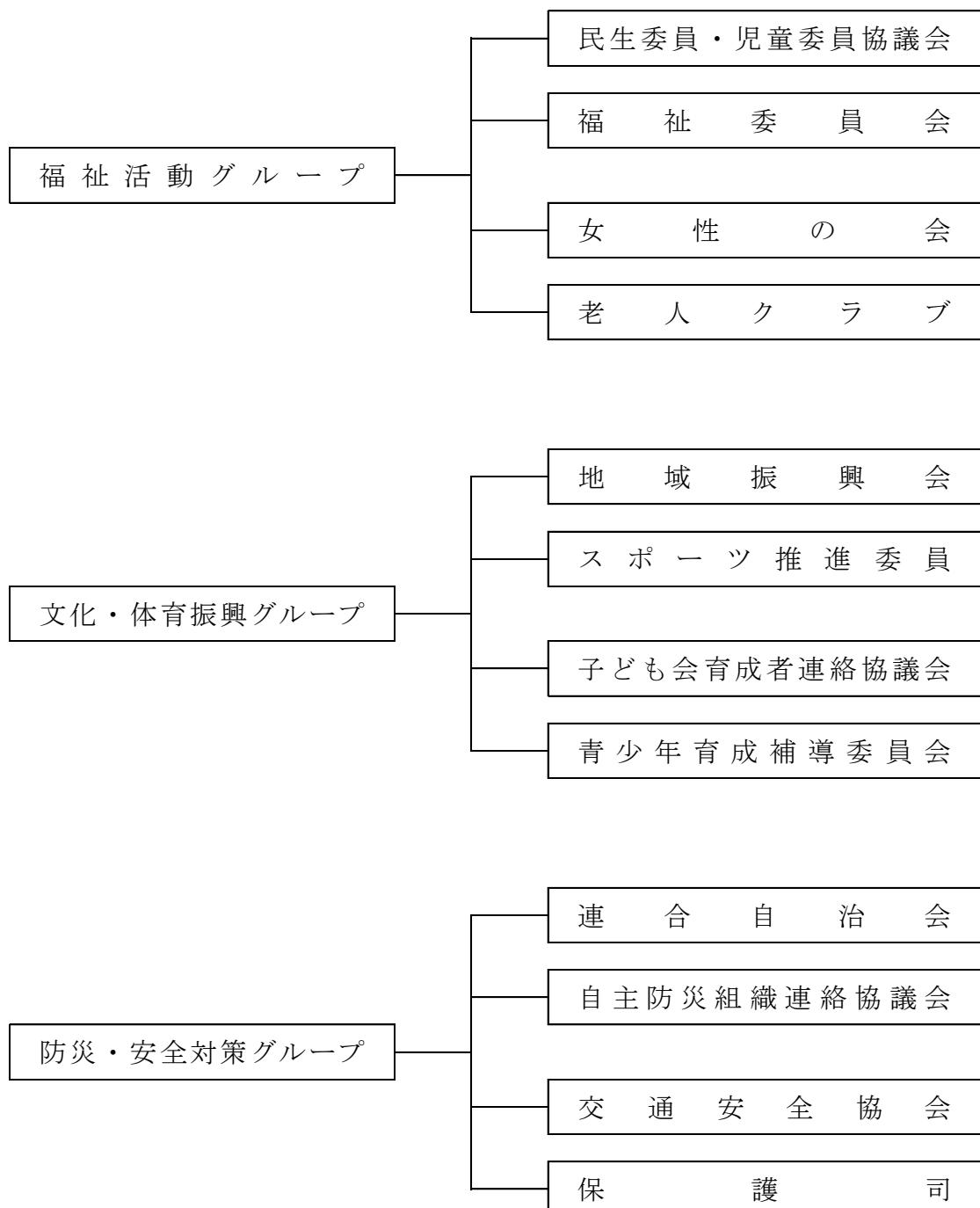
平 常 時		災 害 発 生 時	
各 町 自 主 災 隊	《防災意識の普及と高揚》 <ul style="list-style-type: none">●防災意識の高揚をはかる。●防災に対する正しい知識を普及する。●災害を防ぐねらいどころや、家庭における防災の話し合いを指導する。●地震、その他の災害に関する情報の収集伝達方法を確立し、訓練をする。	本 部	 <ul style="list-style-type: none">●情報の収集、伝達、(被害状況、避難状況、活動状況)●初期消火●救出救護●避難誘導●避難所での滞在期間によっては避難者の協力を得て自主運営に当たる。
各 町 自 主 災 隊	《防災訓練の実施》 <ul style="list-style-type: none">●避難体制を確立し、訓練をする。●避難の際の心得(方法、用具、非常持ち出し袋等)について各家庭に周知徹底する。●避難所、避難地を巡回点検して避難の方法ルートを確立しておく。●避難誘導に必要な用具を整備し、避難誘導の訓練をする。●避難行動要支援者の避難支援と安全確保	情 報 班	 <ul style="list-style-type: none">●警戒宣言等の情報を的確に住民に提供し、混乱を防ぐ。●迅速かつ正確に災害情報を収集し伝達する。●迅速かつ正確に被害状況を把握し防災機関に連絡する。
各 町 自 主 災 隊	《家庭内防火》 <ul style="list-style-type: none">●出火防止●各家庭に消火器、バケツ等消防機材の備えを啓発する。●消火器の使い方、バケツリレー等による消火活動の訓練や指導をする。●地域内の消火栓、防災用水等施設の位置を把握し周知する。	消 火 班	 <ul style="list-style-type: none">●災害の発生が予想される時は、直ちに各家庭に対し、火の始末を呼びかける。●火災が発生した時は近隣の協力を得て初期消火に勧めると共に消防機関に連絡する。
各 町 自 主 災 隊	《その他》 <ul style="list-style-type: none">●防災資機材の把握●各家庭における応急処置や救急薬品の備えを指導する。●負傷者の救出に必要な道具を調達する。●防災活動上の特殊技能者の協力●文化財の保護	救 出 救 護 班	 <ul style="list-style-type: none">●負傷者が出了した場合はその救出救護活動にあたる。●状況によっては近隣の人たちの協力を得て、安全な場所に収容して応急手当を施す。また必要により医療機関等に搬送する。
各 町 自 主 災 隊		避 難 誘 導 班	 <ul style="list-style-type: none">●住民に危険が生ずる恐れがある時、または防災機関から避難準備情報、避難勧告、避難指示が発せられた時は混乱無く安全に誘導する。●避難所へ誘導した時はその状況を防災機関へ連絡する。

5)港地区社会福祉協議会組織表

5) 港地区社会福祉協議会組織表

平成28年5月現在

参考



第3章 企業と連携してより安全な『まちづくり』をめざして

(企業との連携の趣旨)

防災活動の目的は、人命を守ること、財産を守ることにはかなりません。

港地区に立地する企業も全く同じで、災害により人命を失ったり、設備が被災して産業活動が低迷しては地域経済のみならず、国全体の経済活動に大きな悪影響を残してしまいます。

港地区連合自治会は、地区内に立地する企業と連携して、同じ立場に立って港地区的防災活動をどのように進めていくかにつき協議をしてきました。

現在も、三重大学で防災を研究する川口先生のご指導を得て、連携活動のあり方につき模索しております。

現状では、「港地区防災計画」、「港地区自主防災組織連絡協議会規約」、「地区住民と港地区企業との連携活動体制」及び「地震、津波、風水害等の災害時における協力に関する基本協定書」^[注 1]により活動内容を明確化し、港地区自主防災組織連絡協議会に参画した企業と地区住民が防災連携活動を実施していく基礎ができました。

一方、港地区内公共用地にパイプライン（埋設導管）を敷設する企業と関係する町自治会並びに港地区連合自治会とが「港地区パイプライン安全管理協議会」を組織し、会則を締結しています。

さらに、津波時の防潮扉開閉について四日市港管理組合と稲葉町、高砂町の2町が「津波発生時における防潮扉開閉作業に関する協定」を締結し、防潮扉の開閉基準を明確にしています。

この第3章では、企業との連携内容を具体的に示す「地区住民と港地区企業との連携活動体制」、「地震、津波、風水害等の災害時における協力に関する基本協定書」^[注 1]、「港地区パイプライン安全管理協議会会則」、「津波発生時における防潮扉開閉作業に関する協定」を掲載しました。

港地区では、今後更に企業との連携を深め、災害に強い港地区づくり活動を進めていきたいと考えています。

[注 1] この基本協定書は、港地区と港地区に立地する一部企業が交わしており、その内容は各社の事情により個々に異なる。

平成18年8月17日
Rev1 平成29年4月 1日
四日市市港地区連合自治会防災委員会
四日市市港地区自主防災組織連絡協議会

1 地区住民と港地区企業との連携活動体制

1) 連携して実施する活動の目的

- (1) 人命を守る。
- (2) 財産を守る。
- (3) 迅速に生活、事業を再建する。
- (4) 事前対策を講じ、被害を最小限にする。
- (5) 相互のモラル及び信頼関係の確立する。

2) 被害の低減対策（事前対策）

(1) 相互間の連絡体制の確立

- ・平常時、緊急時、復旧時について相互の連絡方法、内容、連絡先の明確化

(2) 共有する被害低減行動規準の確立

- ・防潮扉の開閉規則
- ・導管の事故対策、自然災害対策
- ・住民及び企業従業員の避難対策
- ・一時避難所(住民、帰宅困難者、運行中のトラック乗務員等も対象に含む)の確保
- ・長期間避難所の確保

(3) 救命活動、消火活動の相互応援体制

- ・相互の活動の組織共有化
- ・救命、消火機具の保有と共有化

(4) 共有する医療機関対策

- ・薬品類の確保

(5) 発災時必要な物資の備蓄

- ・住民及び自治会、県、市、企業、流通機関が保有する物資の量の確認
- ・人数の確認（年齢別・性別・時間帯別）
- ・必要量の把握と備蓄方法、輸送対策

(6) 治安対策、住民自治会との共同体制の確立（三重県警察・四日市南署の指導）

- ・パトロール用必要機材の準備

3) 準備計画（住民自治会、企業協同で策定し行政としり合わせ）

- (1) 発災の想定・被害想定 (当初は机上想定、後に調査研究で推測)
 - (2) 救命、消火活動計画
 - (3) 避難計画、救出計画
 - (4) 生活支援の短期及び長期計画
 - ・仮設住宅用地の事前確保 (企業遊休地の借用も考慮して)
 - (5) 訓練計画、実施、フィードバック、再計画 (アドリブで実施、計画の見直し)
 - (6) 共有するマニュアルの作成
 - (7) 発災被害想定に基く復旧計画
 - ・防災緑地、公園の確保、地下防火用水、危険物設備との保有空地等を再整備して更に安全なまちづくりを事前に計画しておく。
 - (8) 治安計画
 - ・相互が参画した治安体制の計画
- 4) 緊急時対応 (計画の実施)
- (1) 共有するマニュアルによる習慣化
 - (2) 状況に合わせ臨機応変な対応が出来る様に指導者を養成 (指導者によるアドリブ訓練実施)
 - (3) 港地区と「地震、津波、風水害等の災害時における協力に関する基本協定書」等を交わした企業にあっては当該協定書等の内容に基づき行動
- 5) 復旧の実施
- (1) 復旧、復興まちづくり協議会の設立 (住民、行政、企業協力して)
 - (2) 企業生産設備の復旧活動への相互協力
 - ・復旧工事業者への協力
 - ・治安対策 (復旧工事業者も参画してパトロール実施)
 - (3) 港地区と「地震、津波、風水害等の災害時における協力に関する基本協定書」等を交わした企業にあっては当該協定書等の内容に基づき行動
- 6) 運転再開
- 原則として
- (1) 企業敷地内の装置等の運転は企業／行政の判断で運転再開し、住民自治会に連絡する。
 - (2) 公共用地に敷設された導管等はパイプライン協議会での協議による。
 - (3) 官民境界付近の設備は事前に企業／住民で協議しておく。

以上

◇本資料は三重大学で防災を研究する川口先生の御指導で作成した。

2 地震、津波、風水害等の災害時における協力に関する 基本協定書（モデル）[注1]

「四日市市港地区自主防災組織連絡協議会」（以下「甲」という）、「四日市市□町自治会」（以下「乙」という）、と「□株式会社」（以下「丙」という）は、地震、津波、風水害等の発生にそなえ、日常及び災害時の情報連絡体制（以下「情報連絡体制」という）、災害とその予防（以下「災害と予防」という）人命の救助活動と家屋等の防消火活動（以下「救命消火活動」という）、緊急時の支援物資の提供（以下「緊急支援物資の提供」という）、並びに応急復旧と応急処置（以下「応急対策」という）等の相互協力に関する基本協定を次の通り定める。

（趣旨）

第1条 基本協定の「趣旨」は次の通り。

- (1) この協定は港地区において災害発生にそなえ、自助共助の観点から「甲」及び「乙」が行う災害対策活動が「丙」の協力を得て、迅速かつ的確に実施出来るよう必要な基本条項を定めるものとする。
- (2) 「丙」が行う災害対策活動（自然災害のほか事故等も含む）に「甲」、「乙」が協力して「甲」、「乙」、「丙」相互の被害を最小にするよう活動するものとする。
(活動の詳細は「丙」の作成した協定書による)
- (3) 「甲」、「乙」並びに「丙」が行う事業再開活動、復旧活動等は相互協議の上協力して行うものとする。
- (4) 「甲」、「乙」、「丙」共、本協定による義務及び責任は生じないが、隣人としての「信頼」と「誠意」をもって緊急性を重視して安全に運用するものとする。

（情報連絡体制）

第2条 「情報連絡体制」の内容は次の通り。

- (1) 「甲」、「乙」並びに「丙」は協力要請や相互連絡を円滑に行うため、あらかじめ「情報連絡体制」を定める。
- (2) 災害が予測された場合、及び発生した場合は必要な情報を相互に連絡するため「甲」、「乙」の災害対策本部に「丙」の連絡要員を派遣する。

（災害と予防）

第3条 「災害と予防」の内容は次の通り。

- (1) 「甲」、「乙」及び「丙」は日常から防災意識の共通認識を持つよう、行政、大学と協力して相互交流、連携活動を行う。
- (2) 「甲」、「乙」及び「丙」が実施する防災訓練には、相互が参加することを原則とする。
- (3) 「甲」、「乙」の設置する災害対策本部に派遣された「丙」の連絡要員は災害対策本部の一員として協力する。

(救命消火活動)

第4条 「救命消火活動」の内容は次の通り。

- (1) 「乙」と「丙」は発災後ただちに(たとえ連絡が無くとも。) (施設名)及び□内の負傷者、障害者、高齢者等の要援護者の救助、及び家屋等の火災に対し「救命消火活動」を行う。
都度、状況を「甲」に連絡する。
- (2) 「丙」は重機等の資機材により道路の確保、救命支援、崩壊家屋の撤去等を行う。
但し、応急活動であって復旧活動は行わない。
- (3) 「救命消火活動」が「丙」の休日等で遅延の恐れのある場合は事前に勤務カレンダー等で相互調整しておく。
- (4) 「丙」は「甲」の要請に応ずることが出来る場合は、港地区地内の他の「救命消火活動」に協力する。

(緊急支援物資の提供)

第5条 「緊急支援物資の提供」の内容は次の通り。

- (1) 「丙」が提供出来る「緊急支援物資」の「名称」(数量)は次の通りとし、原則無償とする。
- ①_____
②_____
③_____ } 支援物資名 (数量)
- (2) これらは港地区内避難所、及び被災した港地区的各世帯に供給する。
他地区に供給する場合は「甲」、「乙」は「丙」に連絡し許可を得る。
- (3) 「甲」、「乙」の受取伝票は「丙」の発行した納品書によるものとし、発行者及受取者の押印を必要とする。
- (4) 提供期間は災害対策本部運用期間とし、10日を超える場合は「甲」、「乙」、「丙」が協議して提供期間を再確認する。
- (5) 「丙」は、災害対策本部解散後は四日市市港地区連合自治会及び長期生活避難所運営委員会と協議するが原則有償とする。
- (6) 国、県、市等の行政が緊急支援物資の供給を開始した場合は、原則として「丙」の同一物資の「緊急支援物資の提供」を停止する。

(応急対策)

第6条 「応急対策」等の内容は次の通り。

- (1) 住民の緊急避難所として「丙」の (施設名)を提供する。
期間が10日を超える場合は「甲」、「乙」、「丙」が協議し提供期間を再確認する。
- (2) 「丙」は重機、資機材、船舶、車両等を提供し、「乙」の行う「救命消火活動」に協力する。但し、原則、資格を有する運転者を附し、活動は応急活動に限り、復旧活動は行わない。
- (3) 「乙」、「丙」は津波警報又は注意報の発令時に限り、四日市港管理組合との協定

に基づき、防潮扉閉鎖作業を行う。

作業にあたり留意する事項は「災害時における海岸保全施設への対応」による。

(協力要請)

第7条 「甲」、「乙」は「丙」に協力要請を行うにあたっては、原則「情報連絡体制」に基づいて行うが緊急時、やむを得ない状況では「丙」の判断によりこれらの活動を行う。

(有効期限)

第8条 この協定は平成 年 月 日までとする。

但し、「甲」、「乙」、「丙」の協定解除の申し出が無い場合には、期間満了から1年間延長するものとし、以降同様とする。

(その他)

第9条 この協定の定めのない事項及び協定内容に特に必要が生じた事項に関してその都度、「甲」、「乙」、「丙」が協議して定める。

(適用)

第10条 この協定は平成 年 月 日から適用する。

この協定書を3部作成し記名、押印の上「甲」「乙」「丙」各1通ずつ保有する。

平成 年 月 日

甲 : 四日市市港地区自主防災組織連絡協議会

乙 : 四日市市[●●●]町自治会

丙 : [●●●●]株式会社

[注1] この基本協定書は、港地区と港地区に立地する一部企業が交わしており、その内容は各社の事情により個々に異なる。

3 港地区パイプライン安全管理協議会 会則

(協議会の目的)

第一条 本会議は港地区内の公共地に「パイプライン」を敷設する企業と港地区連合自治会とが連携して、住民の安全と財産の維持及び産業の発展に寄与することを目的とする。

(協議会の運営)

第二条 協議会は、原則年に1回開催することとし、以下の項目についてパイプライン敷設企業から報告を行う。

ただし、その必要性が生じた場合はこの限りではない。

- 1) 敷設パイプラインの管理状況について
- 2) 新規敷設計画・引き換え計画・廃止計画について
- 3) その他

(役員)

第三条 1) 本会には次の役員を置く。

会長	港地区連合自治会長
副会長	パイプライン敷設企業
委員	若干名

2) 会長は本会を代表して会務をつかさどる。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会務をつかさどる。

3) 各役員の任期は原則1年とするが再任は妨げないものとする。

(協議会の構成)

第四条 協議会は以下の委員をもって構成することとし、必要に応じ相談役を置くことができる。

なお、委員の詳細については、毎年別紙「港地区パイプライン安全管理協議会委員構成」にて定めることとする。

- 1) 港地区連合自治会 会長および顧問
- 2) 港地区防災委員 若干名
- 3) 対象パイプライン自治会 各会長
稻葉町自治会・高砂町自治会・北納屋町自治会
尾上町自治会・千歳町自治会・浜町一区自治会
- 4) パイプライン敷設企業
コスモ石油株式会社 四日市製油所
三菱化学株式会社 四日市事業所
東ソー株式会社 四日市事業所
- 5) 四日市市 中部地区市民センター 館長

(事務局)

第五条 1) 事務局はパイプライン敷設企業の幹事会社に置く。

2) 事務局の業務

- ・議題の策定、内容の事前調整
- ・会議の運営
- ・議事録の作成
- ・書類等の送付
- ・会議の日程調整
- ・その他、港地区パイプライン安全協議会加入各社が必要とする事項
および港地区連合自治会より依頼を受けた事項

(その他)

第六条 本則に定めのない事項については、協議会委員にて都度協議のうえこれを決定する。

1. 沿革

- ① この会則は、昭和41年（1966年）9月12日より実施する。
- ② 平成18年（2006年）8月 1日 改正
- ③ 平成26年（2014年）4月 1日 一部改正

敷設パイプライン管理状況(報告)

年 月 日

会社名					
対象パイpline					
パイpline名	内容物	ルート	管径	圧力	
点検実施内容					
日常点検					
定期点検					
地震対策					
備考					

4 津波発生時における防潮扉開閉作業に関する協定

港地区では、自主防災組織の目的を達成するために、港地区内に立地する企業、関係機関、行政と連携した防災活動を実施しています。

津波発生時の防潮扉開閉については四日市港管理組合と稲葉町、高砂町の2町が「津波発生時における防潮扉開閉作業に関する協定」を締結し、防潮扉の開閉基準を明確にしています。

その内容は以下の通りです。

管理防潮扉番号

管理者

(最終ページ「防潮扉位置図」参照)

No. 196、No. 197

高砂町（高砂建設株）

No. 200

稲葉町（コスモ石油株）

なお、千歳町、尾上町については防潮扉の数も多く、その管理については千歳町、尾上町に立地する企業や四日市港管理組合で実施されています。

次ページ以降に「津波発生時における防潮扉開閉作業に関する協定」と関連資料を掲載しました。

津波発生時における防潮扉閉鎖作業に関する協定

四日市港管理組合（以下、甲という）と 町自治会（以下、乙という）は津波発生時における防潮扉閉鎖作業に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三重県北部に津波が発生し、又は発生のおそれがある場合に自助、共助の観点から甲の管理する防潮扉の閉鎖作業を、乙が自発的・積極的に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定の期間）

第2条 協定の期間は平成19年 月 日から平成20年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日の前1箇月までに、甲または乙から何らの意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日からさらに1年間更新したものとみなす。
その後においても、同様とする。

（閉鎖対象とする防潮扉）

第3条 甲の管理する防潮扉のうち、乙が閉鎖作業を行う防潮扉は、次に掲げる防潮扉とする。ただし必要に応じて次に掲げる防潮扉以外の防潮扉も閉鎖できるものとする。

(1) 防潮扉番号	(所在地：四日市市 町)
(2) 防潮扉番号	(所在地：四日市市 町)
(3) 防潮扉番号	(所在地：四日市市 町)

（防潮扉閉鎖基準等）

第4条 乙は、前条に掲げる防潮扉の閉鎖作業を行うにあたり。次の各号に掲げる情報を知ったときは 防潮扉を閉鎖する。

- (1) 東海地震に係る予知情報（警戒宣言）の発令
- (2) 三重県北部への津波注意報または津波警報の発令

2 乙は、前項により防潮扉の閉鎖作業を行うにあたっては、閉鎖作業開始前に津波到達予想時刻を確認し、時間的余裕を持って閉鎖作業を行うものとする。
また、閉鎖作業完了までに三重県北部への津波の到達が予想される場合は閉鎖作業を行わず避難するものとする。

3 乙は、地震により防潮扉が損傷を受け閉鎖作業を実施できない場合は、閉鎖作業を行わず避難するものとする。

(防潮扉閉鎖に当たっての留意事項)

第5条 乙は、防潮扉の閉鎖作業を行うときは、防潮扉の周囲の状況に注意を払い安全な作業の実施に努めるものとする。

(防潮扉の開放)

第6条 東海地震にかかる予知情報（警戒宣言）三重県北部への津波注意報または津波警報が解除された場合の防潮堤の解放作業は甲が行う。

(防潮扉の開閉操作説明会の実施)

第7条 甲は第3条に掲げる防潮扉について、開閉操作に係る説明会を毎年乙に対して1回以上実施するものとする。

(防潮扉・防潮壁の異常の連絡)

第8条 乙は、平常時において、防潮扉・防潮壁に異常を発見した場合は、速やかに甲に連絡を行うものとする。連絡を受けた甲は、速やかに異常を確認するとともに必要な処置を行うものとする。

(甲の連絡先：施設保全課担当 (TEL : 366-7031)

(規定外の事項)

第9条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関して、疑義が生じた場合に甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 四日市市霞2丁目1-1
四日市港管理組合 管理者
三重県知事

乙 四日市市
自治会

会長

参考

「津波発生時における防潮扉及び樋門の閉鎖作業に関する協定」の補足事項

平成26年6月の海岸法改正を踏まえ、防潮扉及び樋門（以下、「防潮扉等」という）の操作に従事する者の安全の確保等を図るため、本協定について、以下のとおり補足する。

（操作の方法）

1. 乙は、防潮扉等を操作する際は、可能な限り2人以上の組で行うものとし、操作が安全かつ確実に行われるよう、互いに十分注意すること。

（操作の報告）

2. 乙は、防潮扉等を操作する際は、操作の完了時に様式1により甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、報告すことができないときはこの限りではない。

（操作の訓練）

3. 甲は防潮扉等の操作の訓練、又は操作の説明を必要に応じて行うものとする。

（操作に従事する者の安全の確保）

4. 乙は、気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。このほか、乙は、余震・強風・大雨等、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に待避するものとする。

（交通等の注意）

5. 乙は、防潮扉等を操作する際は、周辺の通行人、通行車両・駐車車両等に十分注意し、可能な限り最低1名以上の交通監視員をおくものとする。

平成27年10月9日 施 第47号 通達

5. 防潮扉位置図



私たちのまち（港地区）の防災
《その1》

防災と福祉が一体化した
『まちづくり』をめざして

平成17年 1月17日 第1刷発行
平成19年12月15日 改訂
平成27年 2月 1日 改訂
平成29年 4月 1日 改訂
発行者 港地区自主防災組織連絡協議会
三重県四日市市蔵町4番17号
(なやプラザ内)
電話 (059)-357-1370
FAX (059)-357-1370

印刷 フコク印刷工業有限会社
電話 (059)-322-2022

この冊子は四日市市地区防災組織活動補助金で作成しました。

